

令和4年度

平子・熊野簡易水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 原水及び浄水の水質検査
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

日野町上下水道課では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、水道水が安全で良質であることをさらにご理解いただけるよう計画を定め、水質検査による結果を公表し、日野町の水道水が安全である事をお知らせするものです。

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及びお客様に供給されている水道水が安全で良質であることを確認するために日野町上下水道課が臨時で行う水質項目とします。また、厚生労働省のクリプトスポリジウム等の対策指針に基づき、原水についてクリプトスポリジウム等の検査を行います。
- (3) 検査頻度は、給水栓では、水道法に基づき色及び濁り並びに消毒の残留効果についての検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)を1日1回、管内全域を対象に1日あたり1箇所で行います。また、水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、臭気、味、色度、濁度の検査(水道法施行規則第15条第1項第2号)は、月1回行います。

令和元年度から令和3年度までの3年間の水質検査結果から、給水栓の水は常に安定し、良好な状態であると言えます。水質基準を十分に満足していることから、検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、検査頻度を減らしています。水質管理目標設定項目については現在のところ実施予定はありません。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

区 分	内 容
給 水 区 域	平子・熊野地区
給 水 人 口 (令和3年度末)	60人
普 及 率 (令和3年度)	100%
給 水 戸 数 (令和3年度)	27戸
計画一日最大給水量	53m ³
一日最大給水量 (令和3年度)	59m ³
一日平均給水量 (令和3年度)	25m ³

(2) 浄水施設概要

所 在 地	熊野浄水場
原水の種類 (環境基準類型)	河川表流水
処理能力(m ³ /日)	53m ³
浄水処理方法	膜ろ過(クリプトスポリジウム対応)

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

①原水の状況

	河川表流水
水源の状況	<ul style="list-style-type: none">藻類発生による臭気障害雪解け水、田圃耕作水等、季節性汚染化学物質、農畜産尿尿排水等の流入油類等による突発汚染事故
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none">PH値臭気物質生物クリプトスポリジウム
浄水池	<ul style="list-style-type: none">熊野浄水場

(2) 浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

(3) 水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4. 原水及び浄水の水質検査

(1) 検査地点

給水栓

配水管末と思われる場所で、管内2箇所を2ヶ月に1度の頻度で回れるよう設定しました。採水場所は、条件の変わる毎にできる限り配水管の末端等、水の停滞しやすい場所を選定しています。

(2) 令和4年度の採水予定場所は

- ① 平子会議所、熊野会議所
- ② 水道法に基づく1日1回行う検査は、管内全域を対象に2箇所の場所を設け1日ごとに場所を移動しながら毎日1箇所で行います。

(3) 浄水場

浄水処理が適正に行われていることを確認するために原水を浄水場内で採水します。

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 浄水の水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)の給水栓において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日1回行う検査の項目についても検査を行います。

② 検査頻度

- ア 法令に基づく水質検査表(1)の項目1,2,38,46~51の検査は毎月1回行います。
- イ 法令に基づく水質検査表(1)のうち、過去3年間の検査結果濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には年に1回まで検査頻度を緩和できることから、一部の項目については、緩和した頻度(51項目検査を年1回、24項目検査を年3回実施)で実施します。
- ウ 法令に基づく水質検査表(2)の色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

- ア 法令に基づく水質検査表(3)のうち原水検査項目1~19,31~47,49,50,51(39項目)の水質検査を行います。
- イ クリプトスポリジウム等対策指針に基づき、クリプトスポリジウム、ジアルジア、嫌気性芽胞菌および大腸菌の定量検査を行います。

② 検査頻度

- ア 法令に基づく水質検査表(3)の検査頻度は規定のとおり1回/年とします。21~30までの消毒副生成物については、水質検査を行いません。
- イ クリプトスポリジウム等の検査頻度は1回/年とします。

6. 臨時の水質検査

(1) 水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができません、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査方法

水質基準項目、消毒副生成物、臭気物質の確認検査は厚生労働大臣の登録水質検査機関に委託し、実施します。

8. 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果はホームページで速やかに公表するとともに、水質試験年報を発行します。また、水質検査計画は毎年作成します。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

委託検査については国の登録機関であることを証明する書類と、精度管理を行った評価試験結果の写しの提出を求めます。

10. 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合、滋賀県生活衛生課、東近江健康福祉事務所等と連携し、水質検査等の対応をします。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合、滋賀県生活衛生課、日野町役場住民課、その他関係機関と情報交換を図りながら、現地調査を行います。